デジタル庁
○　総　務　省　令第十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で

定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条の二　法別表六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第二十三条第一項の海事補佐人の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　海難審判法施行規則第二十四条の海事補佐人の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三　海難審判法施行規則第二十五条の海事補佐人の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四　海難審判法施行規則第二十六条の海事補佐人の死亡の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 五　海難審判法施行規則第二十六条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　海難審判法施行規則第二十七条の海事補佐人の登録の抹消に関する事務 七　海難審判法施行規則第二十八条第一項の海事補佐人の登録の取消しに関する事務	［新設］
第六条の三　［略］	第六条の二　［同上］
第十条の二　法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。次号及び第三号において同じ。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　公認会計士法第十六条の二第五項又は同条第六項において準用する同法第二十一条第二項の外国公認会計士の登録の抹消に関する事務 三　公認会計士法第十六条の二第六項において準用する同法第二十条の外国公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四　公認会計士法第十七条の公認会計士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五　公認会計士法第二十条の公認会計士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 六　公認会計士法第二十一条第一項又は第二項の公認会計士の登録の抹消に関する事務 七　公認会計士法第三十四条の十の八の特定社員の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 八　公認会計士法第三十四条の十の十三の特定社員の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］

九　公認会計士法第三十四条の十の十四第一項又は第二項の特定社員の登録の抹消に関する事務

第十条の二の二　［略］

第十条の二の三　法別表十四の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の危険物取扱者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　消防法第十七条の七第一項の消防設備士免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の危険物取扱者免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の危険物取扱者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の消防設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　消防法施行令第三十六条の六第一項の消防設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の二の四　［略］

第十条の二の五　法別表二十三の九の項の主務省令で定める事務は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の家畜人工授精師の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第十七条の五　法別表二十六の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第一項の自動車整備士の技能検定の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　道路運送車両法第五十五条第四項の学科試験若しくは実技試験の受験の停止又はその合格の無効に関する事務

三　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二十一条の技能検定の合格証書の交付に関する事務

第十八条の八　法別表三十一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許

第十条の二の二　［同上］

［新設］

第十条の二の三　［同上］

［新設］

第十条の二の四　［同上］

［新設］

第十八条の八　［同上］

［一　同上］

二　出入国管理及び難民認定法第第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸

可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務 ［三～十六　略］	許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務 ［三～十六　同上］
第二十二条の四　法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状の交付に関する事務 二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二条の三第三項の核燃料取扱主任者免状の返納に関する事務 四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付に関する事務 五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 六　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第三項の原子炉主任技術者免状の返納に関する事務 七　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）第六条の筆記試験合格証の交付に関する事務 八　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第八条第一項の原子炉主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 九　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）第五条第一項の核燃料取扱主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］
第二十二条の五　法別表三十九の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の第二種放射線取扱主任者免状若しくは同条第四項の第三種放射線取扱主任者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第六項の放射線取扱主任者免状の返納に関する事務 三　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十七条の放射線取扱主任者免状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条第一項の放射線取扱主任者免状	［新設］

の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に関する事務	
第二十二条の六　［略］	第二十二条の四　［同上］
第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十七　略］ 十八　法人税法による事業年度の変更、納税地の異動、通算承認、各事業年度の所得に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法による連結納税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収に関する事務 ［十九～三十八　略］ 三十九　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）による防衛特別所得税又は防衛特別法人税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務	第三十条　［同上］ ［一～十七　同上］ 十八　法人税法による事業年度の変更、納税地の異動、通算承認、各事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の法人税法による連結納税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告、更正及び決定その他の賦課若しくは徴収に関する事務 ［十九～三十八　同上］ 三十九　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）による防衛特別法人税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務
第四十三条の二の八　法別表七十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の廃棄に関する事務	第四十三条の二の八　［同上］ ［一～五　同上］ 六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務
第四十三条の三　法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項本文の保険金若しくは同条第四項の仮払金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二　預金保険法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務 三　預金保険法第七十条第二項本文の預金等債権の買取りの請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 四　預金保険法第七十条第二項ただし書の支払に関する事務	第四十三条の三　法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。 ［新設］
第四十四条の三　法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］ 第四十四条の三　法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法

一　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項本文の保険金若しくは同条第三項の仮払金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。
二　農水産業協同組合貯金保険法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務	［新設］
三　農水産業協同組合貯金保険法第七十条第二項本文の貯金等債権の買取りの請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	［新設］
四　農水産業協同組合貯金保険法第七十条第二項ただし書の支払に関する事務	［新設］
第四十九条の二　法別表九十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百九十五条本文の更生手続に属する行為の実施に関する事務	
二　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百六十六条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務	
三　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第五百七条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務	
第五十二条の三　法別表百五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第十九条本文の再生手続に属する行為の実施に関する事務	
二　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第四十条本文の破産手続に属する行為の実施に関する事務	
第五十二条の四～第五十二条の七　［略］	第五十二条の三～第五十二条の六　［同上］
第五十六条　法別表百十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	第五十六条　削除
一　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（以下この条において「旧公認会計士法」という。）第十七条の会計士補の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
二　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十条の会計士補の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
三　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十一条第一項の会計士補の登録の抹消に関する事務	

第六十六条　法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認に関する事務 三　［略］	第六十六条　［同上］ ［一　同上］ ［新設］ 二　［同上］
第六十九条　法別表百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号及び第三号並びに次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第一項の老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。） ［二～四　略］	第六十九条　［同上］ 一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第一項の老齢年金給付の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、同法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。） ［二～四　同上］
第七十二条の二　法別表百三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の愛玩動物看護師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　愛玩動物看護師法による愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書に関する事務 三　愛玩動物看護師法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四　愛玩動物看護師法第九条第一項の愛玩動物看護師の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務 五　愛玩動物看護師法施行規則（令和三年農林水産省・環境省令第六号）第六条第一項（同令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の愛玩動物看護師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
十　国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
十の二　海難審判所長	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による海事補佐人の登録に関する事務であって第十二条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
二十九　市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の支給に関する法律その他の法令による障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	内閣総理大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者につき支給される手当を支給することとされている者	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十一条で定めるもの
二十九の二　日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十一条の二で定め

改正前

第二条　［同上］

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十　国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二十九　市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の支給に関する法律その他の法令による障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第三十一条で定めるもの	内閣総理大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者につき支給される手当を支給することとされている者	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第三十一条で定めるもの

る公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であって第三十一条の二で定めるもの	二十九の三　都道府県知事	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であって第三十一条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十一条の三で定めるもの
［略］	四十二　都道府県知事等	［略］	［略］	［略］
［略］	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［略］	［略］	［略］
［略］	市町村長	［略］	［略］	［略］
［略］	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」とい	［略］	［略］	［略］

［同上］	四十二　都道府県知事等	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	市町村長	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」とい	［同上］	［同上］	［同上］

				う。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第四十四条で定めるもの
			［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
		四十七　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの
		四十七の二　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条の二で定めるもの
		［略］	［略］	［略］
		五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定める都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	［略］
			市町村長	［略］
			出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五十五条で定めるもの
				地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第五十五条で定めるもの

				う。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの
			［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］	［同上］
		四十七　都道府県知事	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの
		五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定める都道府県知事又は市町村長	［同上］	［同上］
			［同上］	［同上］
			［同上］	［同上］
				地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第五十五条で定めるもの

				五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	市町村長	地方税関係情報若しくは地方団体の徴収金（地方税法第一条第一項第十四号に規定する徴収金をいい、法律の規定によりこれと併せて納付し、又は納入することとされている徴収金を含む。）の納付し、若しくは納入すべき額に関する情報又は住民票関係情報であって第五十七条の二で定めるもの	戸籍関係情報であって第六十三条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの	戸籍関係情報であって第六十三条の三で定めるもの
六十一の二　原子力規制委員会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務であって第六十三条の二で定めるもの	法務大臣		
六十一の三　原子力規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による放射線取扱主任者	法務大臣		

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの	

		免状の交付に関する事務であって第六十三条の三で定めるもの
[略]	[略]	[略]
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅を管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]
九十一　厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第七十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
[略]	[略]	[略]
出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十八条で定めるもの	出入国関係情報、在留
[略]	[略]	[略]
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]
出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第八十三条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの	
[略]	[略]	[略]
出入国在留管理庁長	出入国関係情報、在留	

[同上]	[同上]	[同上]
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第七十八条で定めるもの	
[同上]	[同上]	[同上]
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの	
[同上]	[同上]	[同上]
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの	
[同上]	[同上]	[同上]

		官	カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九十三条で定めるもの
九十二	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	［略］
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九十四条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
百二十四	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百二十六条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百二十六条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支	
		市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給
［略］	［略］	［略］	［略］

		官	［同上］
九十二	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	［同上］
		市町村長	［同上］
		出入国在留管理庁長官	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百二十四	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	法務大臣	［同上］
		都道府県知事等	
		市町村長	
		出入国在留管理庁長官	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支	
		市町村長	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの		
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報であって第百二十七条で定めるもの
	［略］	［略］
	厚生労働大臣若しくは市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十二条で定めるもの
	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの
［略］	［略］	［略］
百四十　独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正す	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条で定めるもの

援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの		
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
百四十　独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正す	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条で定めるもの

る法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの					
百四十の二　日本公認会計士協会	公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（第百四十二条の二において「旧公認会計士法」という。）による会計士補の登録に関する事務であって第百四十二条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条の二で定めるもの		
百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［略］	［略］	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十三条で定めるもの
					出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの

る法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの					
百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
					出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの
国民年金法その他の	国民年金法その他の法					

		［略］	［略］
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		［略］	［略］
		［略］	［略］
		百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
［略］	［略］	百五十九　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であって第百六十一条で定めるもの
［略］	［略］	百五十九の二　農林水産大臣又は環境大臣	愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師の免許に関する事務であって第百六十一条の二で定めるもの
［略］	［略］	百六十一　都道府県知事	昭和二十九年社発第三百

法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	［同上］	［同上］	［同上］
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	百五十一　文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	百五十九　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であって第百六十一条で定めるもの	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	百六十一　都道府県知事	昭和二十九年社発第三百	［同上］

県知事等		
八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの		
市町村長		
地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	[略]
		[略]
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百六十三条で定めるもの
		[略]
[略]	[略]	[略]
百六十三　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事等	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	法務大臣
		[略]
	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百六十五条で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
	出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百六十五条で定めるもの

県知事等		
八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの		
市町村長		
地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの	[同上]	[同上]
		[同上]
	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
百六十三　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事等	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	法務大臣
		[同上]
	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの

事又は市町村長			
［略］	［略］	［略］	［略］
百六十七　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百六十九条で定めるもの
百六十八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十条で定めるもの
百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十一条で定めるもの
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のた	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七

事又は市町村長			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百六十七　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百六十九条で定めるもの
百六十八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十条で定めるもの
百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十一条で定めるもの
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のた	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七

めの給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長
			出入国在留管理庁長官
	百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等
	百七十二の二　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年五月二十二日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の二で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			出入国在留管理庁長官
	百七十二の三　都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの	都道府県知事等
		地方税関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの	市町村長
		在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの	出入国在留管理庁長官
十二条で定めるもの	［略］	［略］	［略］

めの給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長
			出入国在留管理庁長官
	百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			出入国在留管理庁長官
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等
		地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの	市町村長
		在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十四条で定めるもの	出入国在留管理庁長官
	［同上］	［同上］	［同上］

道府県知事又は都道府県教育委員会	費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年四月十五日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の三で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条の三で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって第百七十四条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被保険者に係る出入国関係情報

ロ　当該届出に係る被保険者に係る在留カード関係情報

十九～二十八　［略］

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被保険者に係る出入国関係情報

ハ　当該届出に係る被保険者に係る在留カード関係情報

［十九～二十八　略］

第十二条の二　第二条の表十の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第二十三条第一項の海事補佐人の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　海難審判法施行規則第二十四条の海事補佐人の登録事項の変更の申請に係る事実について

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第四条　［同上］

［一～十七　同上］

［新設］

十八～二十七　［同上］

第五条　［同上］

［一～十七　同上］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［新設］

［新設］

［新設］

［十九～二十八　同上］

［新設］

の審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　海難審判法施行規則第二十六条の海事補佐人の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

四　海難審判法施行規則第二十七条（第三号に限る。）の海事補佐人の登録の抹消に関する事務　当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報

［新設］

第三十一条の二　第二条の表二十九の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公認会計士法第十六条の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。次号及び第三号において同じ。）の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　公認会計士法第十六条の二第五項（第一号にあっては、同法第二十一条第一項第三号に係る部分のうち同法第四条第六号に係る部分を除く。）又は同条第六項において準用する同法第二十一条第二項（第二号及び第四号に限る。）の外国公認会計士の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

三　公認会計士法第十六条の二第六項において準用する同法第二十条の外国公認会計士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　公認会計士法第十七条の公認会計士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　公認会計士法第二十条の公認会計士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　公認会計士法第二十一条第一項（第三号にあっては、同法第四条第六号に係る部分を除く。）又は第二項（第二号及び第四号に限る。）の公認会計士の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

七　公認会計士法第三十四条の十の八の特定社員の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　公認会計士法第三十四条の十の十三の特定社員の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

九　公認会計士法第三十四条の十の十四第一項（第三号にあっては、同法第三十四条の十の十第九号に係る部分を除く。）又は第二項（第二号及び第三号に限る。）の特定社員の登録の抹消の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

［新設］

第三十一条の三　第二条の表二十九の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　消防法第十三条の二第三項の危険物取扱者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　消防法第十七条の七第一項の消防設備士免状の交付の申請に係る事実についての審査に関

する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
三　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の危険物取扱者免状の書換えの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
四　危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の危険物取扱者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
五　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の消防設備士免状の書換えの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
六　消防法施行令第三十六条の六第一項の消防設備士免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	
第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第四十四条　［同上］
一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報	一　［同上］
［イ～ラ　略］	［イ～ラ　同上］
ム　出入国関係情報	［新設］
ウ　在留カード関係情報	［新設］
キ　特別永住者証明書関係情報	［新設］
ノ～ア　［略］	ム～コ　［同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］
四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報	四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報
五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報	五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報
六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからテまでに掲げる情報	六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報
第四十九条の二　第二条の表四十七の二の項で定める事務は、家畜改良増殖法第十六条第一項の家畜人工授精師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表四十七の二の項で定める情報は、当該申請を行う者に係る戸籍関係情報とする。	［新設］
第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第五十条　［同上］
［一～十九　略］	［一～十九　同上］
二十　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康	二十　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康

保険税をいう。以下この条及び第五十七条の二において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

［二十一～二十八　略］

第五十五条　第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　在留カード関係情報

リ　特別永住者証明書関係情報

［二～四　略］

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報、生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

［六　略］

七　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びへからリまでに掲げる情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びへからリまでに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

第五十七条の二　第二条の表五十五の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項

保険税をいう。以下この条において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［二十一～二十八　同上］

第五十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

［新設］

［新設］

［二～四　同上］

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［六　同上］

七　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、へ及びトに掲げる情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、へ及びトに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

第五十七条の二　［同上］

で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［略］

ロ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ハ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　［略］

二　出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［ロ　略］

ハ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ホ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　［略］

三　出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［ロ　略］

ハ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ホ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　［略］

四　出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［ロ　略］

ハ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ホ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請に係る者に係る年金給付関係情報

五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三において準用する

一　［同上］

［新設］

イ　［同上］

ロ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

［新設］

ハ　［同上］

二　［同上］

イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［ロ　同上］

ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

三　［同上］

イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［ロ　同上］

ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

四　［同上］

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［ロ　同上］

ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

［新設］

［新設］

五　［同上］

場合を含む。）の在留資格の取得の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［ロ　略］

ハ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ホ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　［略］

［六　略］

第六十三条の二　第二条の表六十一の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みを行う者に係る戸籍関係情報

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みを行う者に係る戸籍関係情報

三　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）第八条第一項の原子炉主任技術者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）第五条第一項の核燃料取扱主任者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第六十三条の三　第二条の表六十一の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者免状、同条第三項の第二種放射線取扱主任者免状又は同条第四項の第三種放射線取扱主任者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十七条の放射線取扱主任者免状の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条の放射線取扱主任者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第七十八条　第二条の表七十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

［ロ　同上］

ハ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

ニ　［同上］

［六　同上］

［新設］

［新設］

第七十八条　［同上］

情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

［イ～ル　略］

ヲ　在留カード関係情報

ワ　特別永住者証明書関係情報

カ・ヨ　［略］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからヘまで、チからヌまで、ヲ及びワに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（第五号において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで、チからヌまで、ヲ及びワに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ、チ、ヌ、ヲ及びワに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで、チ、ヌ、ヲ及びワに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、リ、ヌ、ヲ及びワに掲げる情報

［七　略］

八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務　当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで、チからヌまで、ヲ及びワに掲げる情報

九　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで、チからヌまで、ヲ及びワに掲げる情報

十　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、リ、ヌ、ヲ及びワに掲げる情報

一　［同上］

［イ～ル　同上］

［新設］

［新設］

ヲ・ワ　［同上］

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ、チ及びヌに掲げる情報

五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで、チ及びヌに掲げる情報

六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、リ及びヌに掲げる情報

［七　同上］

八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務　当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

九　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

十　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、リ及びヌに掲げる情報

第八十三条　第二条の表八十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～リ　略］

ヌ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

ル　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

ヲ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

ワ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。カからソまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

カ～ネ　［略］

二　児童扶養手当法第八条第一項の児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

リ　手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

ヌ　手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

ル　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父（当該手当改定児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ヲからタまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当改定児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ～レ　［略］

［二の二～四　略］

五　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

リ　当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

ヌ　当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に

第八十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～リ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ヌ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル～レ　［同上］

二　［同上］

［イ～ト　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

チ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父（当該手当改定児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。リからワまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当改定児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

リ～カ　［同上］

［二の二～四　同上］

五　［同上］

［イ～ト　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

係る特別永住者証明書関係情報

ル　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父（当該所得状況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ヲからタまでにおいて同じ。）若しくは母（当該所得状況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ～レ　［略］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～リ　略］

ヌ　当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

ル　当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

ヲ　当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

ワ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。カからソまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

カ～ネ　［略］

［七・八　略］

第八十四条　第二条の表八十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第二項及び第三項（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十一第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の災害被害者に対する源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の還付、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第四項の被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付又は同法第九条第一項の被災自動車に係る自動車重量税の還付に関する事務　災害被害者に対する源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の還付申請書、被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付申告書又は被災自動車に係る自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［二・三　略］

四　租税特別措置法第三十七条の十三第十一項（同法第三十七条の十三の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の所得税の還付、同法第九十条の三の四第一項、第九十条

チ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父（当該所得状況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。リからワまでにおいて同じ。）若しくは母（当該所得状況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

リ～カ　［同上］

六　［同上］

［イ～リ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ヌ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル～レ　［同上］

［七・八　同上］

第八十四条　［同上］

一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第二項及び第三項（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の災害被害者に対する源泉所得税及び復興特別所得税の還付、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第四項の被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付又は同法第九条第一項の被災自動車に係る自動車重量税の還付に関する事務　災害被害者に対する源泉所得税及び復興特別所得税の還付申請書、被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付申告書又は被災自動車に係る自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［二・三　同上］

四　租税特別措置法第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項及び第九十条の六の三第一項の石油石炭税の還付又は同法第九十条の

の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項及び第九十条の六の三第一項の石油石炭税の還付又は同法第九十条の十五第一項及び第二項の自動車重量税の還付に関する事務　所得税の還付請求書、石油石炭税相当額還付申請書又は自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［五・六　略］

七　所得税法第百三十八条第一項の所得税及び同法第百三十九条第一項の予納税額（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十六第五項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十九条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税及び復興特別所得税を含む。）の還付、所得税法第百四十二条第二項の所得税の還付又は同法第百九十一条（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十八第二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の過納額の還付に関する事務　所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の還付申告書、純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書又は源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［八・九　略］

十　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の還付に関する事務　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［十一～十五　略］

第九十二条　第二条の表九十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童に係る戸籍関係情報

［ロ～ニ　略］

［二・三　略］

第九十三条　第二条の表九十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める

十五第一項及び第二項の自動車重量税の還付に関する事務　石油石炭税相当額還付申請書又は自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［五・六　同上］

七　所得税法第百三十八条第一項の所得税及び同法第百三十九条第一項の予納税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十九条第五項の規定により併せて還付する復興特別所得税を含む。）の還付、所得税法第百四十二条第二項の所得税の還付又は同法第百九十一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の過納額の還付に関する事務　所得税及び復興特別所得税の還付申告書、純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書又は源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［八・九　同上］

十　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の所得税及び復興特別所得税の還付に関する事務　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［十一～十五　同上］

第九十二条　［同上］

一　［同上］

イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報

［ロ～ニ　同上］

［二・三　同上］

第九十三条　［同上］

情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	一　［同上］
［イ～ト　略］	［イ～ト　同上］
チ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報	［新設］
リ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報	［新設］
ヌ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報	［新設］
ル～ワ　［略］	チ～ヌ　［同上］
［二　略］	［二　同上］
三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の特別児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	三　［同上］
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報	［新設］
チ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報	［新設］
リ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報	［新設］
ヌ・ル　［略］	ト・チ　［同上］
［四～六　略］	［四～六　同上］
第九十四条　第二条の表九十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第九十四条　［同上］
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	一　［同上］
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
ヘ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報	［新設］
ト　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報	［新設］
チ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報	［新設］
リ　［略］	ヘ　［同上］
［二～四　略］	［二～四　同上］
第百五条　第二条の表百三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報	第百五条　［同上］

は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の廃棄に関する事務　当該建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第百二十六条　第二条の表百二十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　生活保護実施関係情報

ト　外国人生活保護実施関係情報

チ・リ　［略］

ヌ　在留カード関係情報

ル　特別永住者証明書関係情報

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで及びチからルまでに掲げる情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ラ　略］

［一～三　同上］

四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務　当該建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第百二十六条　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

［新設］

ヘ・ト　［同上］

［新設］

［新設］

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

第百二十七条　［同上］

一　［同上］

［イ～ラ　同上］

ム　出入国関係情報

ウ～エ　［略］

［二・三　略］

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからコまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからコまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからコまでに掲げる情報

第百四十二条の二　第二条の表百四十の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第十七条の会計士補の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十条の会計士補の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　公認会計士法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公認会計士法第二十一条第一項（第三号（同法第四条第六号に係る部分に限る。）及び第四号を除く。）の会計士補の登録の抹消の届出に係る事実についての調査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［新設］

ム～コ　［同上］

［二・三　同上］

四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

［新設］

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［削る］

［削る］

［削る］

イ～ハ　［略］

［削る］

ニ・ホ　［略］

［削る］

ヘ・ト　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

チ　［略］

［二～六　略］

第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。第三号において同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第三号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ハ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

イ　当該学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の申請を行う者（以下この号において「学資金申請者」という。）又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ～ヘ　［同上］

ト　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ・リ　［同上］

ヌ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ル　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

ヲ・ワ　［同上］

カ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヨ　学資金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

タ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る失業等給付関係情報

レ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

ソ　［同上］

［二～六　同上］

第百五十三条　［同上］

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［新設］

［新設］

［新設］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第五条第一項に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　［略］

四　［略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十六　略］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第二十二号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十八　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該乳児等支援給付認定に係る子ども・子育て支援法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下この号において「乳児等支援給付認定子ども」という。）又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ハ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ニ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ホ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ヘ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ト　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定

［新設］

二　［同上］

三　［同上］

第百五十七条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第十九号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［新設］

	子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
リ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報
ヌ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ヲ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
ワ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
カ	当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
十九	子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の乳児等支援給付認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報	［新設］
二十	子ども・子育て支援法第三十条の十八第一項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務　第十八号に掲げる情報	［新設］
二十一・二十二	［略］	十八・十九　［同上］

第百六十一条の二　第二条の表百五十九の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。［新設］

一	愛玩動物看護師法第三条の愛玩動物看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二	愛玩動物看護師法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三	愛玩動物看護師法施行規則（令和三年農林水産省・環境省令第六号）第六条第二項の愛玩動物看護師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四	愛玩動物看護師法施行規則第七条第一項（同令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五	愛玩動物看護師法施行規則第八条第一項（同令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百六十三条　第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務　生活に困窮する外国人であって同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ラ　略］

ム　出入国関係情報

ウ　在留カード関係情報

キ　特別永住者証明書関係情報

ノ～ア　［略］

［二・三　略］

四　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからテまでに掲げる情報

五　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからテまでに掲げる情報

六　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからテまでに掲げる情報

第百六十五条　第二条の表百六十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

［イ～ホ　略］

ヘ　生活保護実施関係情報

ト　外国人生活保護実施関係情報

チ・リ　［略］

ヌ　在留カード関係情報

ル　特別永住者証明書関係情報

二　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで及びチからルまでに掲げる

第百六十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ラ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ム～ヨ　［同上］

［二・三　同上］

四　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第百六十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ヘ・ト　［同上］

［新設］

［新設］

二　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

情報	
第百六十九条　第二条の表百六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ハ　略］ ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報 ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報 二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報 イ　当該確認に係る受給権者（「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報 ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報 三　［略］	第百六十九条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 二　［同上］
第百七十条　第二条の表百六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ハ　略］ ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報 ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報 イ　当該確認に係る受給権者（「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報 ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報 三　［略］	第百七十条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 二　［同上］
第百七十一条　第二条の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。	第百七十一条　［同上］

一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除き、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第十八号。以下この号において「令和八年改正省令」という。）第一条の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号に掲げる各種学校（令和八年改正省令第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校を含む。）を含む。以下この条において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報

［二～三　略］

四　高等学校等に在学する生徒又は学生に係る在留カード関係情報

五　高等学校等に在学する生徒又は学生に係る特別永住者証明書関係情報

第百七十二条　第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒に係る在留カード関係情報

五　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒に係る特別永住者証明書関係情報

第百七十三条　第二条の表百七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費

一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号及び第三号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報

［二～三　同上］

［新設］

［新設］

第百七十二条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

第百七十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　［略］

第百七十四条　第二条の表百七十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　［略］

第百七十四条の二　第二条の表百七十二の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」（令和八年五月二十二日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支

二　［同上］

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［新設］

援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十四条の三　第二条の表百七十二の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」（令和八年四月十五日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第三十条第三十九号の改正規定並びに第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第八十四条第一号、第七号及び第十号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和九年一月一日）から施行する。